第三条　規則第二十六条第二項第二号ニの規定により特定廃棄物の表面に設ける不透水性土壌層は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものでなければならない。

一　厚さがおおむね三十センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒十ナノメートル以下であるベントナイトその他の材料の層であること。

二　厚さがおおむね三センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒一ナノメートル以下である水密性のアスファルト・コンクリートの層であること。

三　前二号の層と同等以上の遮水の効力を有する層であること。

第四条　規則第二十六条第二項第二号ニの規定により特定廃棄物の側面に設ける不透水性土壌層は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものでなければならない。

一　第二条第一号に掲げる場合　同号に規定する層であること。

二　前号に掲げる場合以外の場合　次のイ及びロに掲げる側面に応じ、当該イ及びロに定める層であること。

イ　ロに掲げる側面以外の側面　第二条第一号に規定する層

ロ　雨水その他の水が浸入するおそれのある側面　第二条第二号に規定する層

○関東地方整備局告示第四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日　関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
横須賀市長浦町五丁目八〇番一から同市長浦町五丁目八一番一まで	前	一三・五〇～一七・三七メートル	〇・〇三七キロメートル
	後	一三・五〇～一五・九一メートル	〇・〇三七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○北陸地方整備局告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十四日　北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　妙高都市計画道路事業三・四・二号　石塚加茂線

三　事業施行期間　自平成二十四年二月二十四日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　新潟県妙高市上町地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百六十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
四條畷市大字逢坂六四六番一から同市大字下田原二三七番一まで	前	八・〇〇～一〇〇・〇〇メートル	一・〇四七キロメートル
	後	一九・〇〇～一〇〇・〇〇メートル	一・〇四七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局大阪国道事務所及び同局浪速国道事務所

○近畿地方整備局告示第三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
洲本市宇山一丁目二番一から同市宇山一丁目二七八番一まで	前	九・二六～一二・六四メートル	〇・一三〇キロメートル
	後	九・三〇～一四・九二メートル	〇・一三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十八号	洲本市宇山一丁目二番一から同市宇山一丁目二八三番一まで	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月二十四日

○近畿地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
尼崎市東本町一丁目七四番から神戸市灘区岩屋南町三番まで	前	五〇・〇〇～一四四・〇〇メートル	二〇・一五一キロメートル
	後	五〇・〇〇～一四四・〇〇メートル	二〇・一五一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十四日　近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十三号	尼崎市東本町一丁目七四番から神戸市灘区岩屋南町三番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月二十四日